

徳島市中心市街地等LED景観整備基本計画作成事業 仕様書

1 業務名称

徳島市中心市街地等LED景観整備基本計画作成事業

2 目的

この仕様書は、中心市街地活性化基本計画の基本方針にある、街へ行きたくなる“場面づくり”や街を巡りたくなる“動線づくり”に寄与するため、徳島市（以下「本市」という。）の中心市街地等においてLEDによる景観整備を推進することを目的として行う、徳島市中心市街地等LED景観整備基本計画作成事業（以下「基本計画」という。）を円滑かつ効率的に運営するために必要な事項を定めることを目的とする。

3 委託期間

契約締結日から令和6年3月31日（日）まで

4 対象地域

- (1) 阿波おどり会館
- (2) 新町西地区市街地再開発エリア（川の駅、憩いのスペース）
- (3) 新町川・阿波製紙水際公園
- (4) しんまちボードウォーク（新町橋東公園、両国橋西公園、両国橋東公園を含む。）
- (5) 両国橋南商店街
- (6) 紺屋町シンボルロード
- (7) 眉山ロープウェイ
- (8) 眉山公園

※徳島駅から阿波おどり会館までの都心軸（以下「シンボルゾーン」という。）には、「徳島市シンボルゾーン等光環境整備基本構想」（以下「光環境整備基本構想」という。）が策定されているため、対象地区には含まない。

ただし、シンボルゾーンに所在する「阿波おどり会館」、「新町西市街地再開発エリア（川の駅、憩いのスペース）」、「眉山ロープウェイ」は、新たなものとする。

5 業務内容等

(1) 業務内容

ア 景観特性の把握

対象地域の景観特性（空間スケール、場所性、景観資源の抽出等）を把握し、課題を整理する。また、中心市街地活性化や都市計画等に係る上位計画、光環境整備基本構想やひょうたん島光環境ガイドライン等の関連計画及び各ガイドラインを分析し、今回作成する基本計画との整合性を図る。

イ 打合せ・協議・アンケートの分析

基本計画策定に必要な関係各課及び関係団体等からの意見聴取・調整及び取りまとめ、

また関連する会議への出席並びに業務内容等に関する説明業務。

基本計画作成のため、本市が実施する市民アンケートの分析を行う。

ウ 基本計画の策定

- (ア) 上記ア及びイで把握・整理した事項をもとに、基本計画全体の整備コンセプトを策定する。
- (イ) 上記(ア)で策定した基本計画に係る全体の整備コンセプトをもとに、エリア毎の整備コンセプト及び整備スケジュールを策定する。

(2) 成果物の提出及び提出期限等

ア 基本計画関係資料（令和6年3月22日（金））

- ① 整備コンセプト（全体及びエリア毎）
- ② 整備スケジュール（エリア毎）
- ③ 参考資料、基礎資料、その他補足資料

イ 提出方法

- ① 業務報告書（A4版、簡易製本） 3部
※会議資料、議事録、調査結果等の業務関係資料含む
- ② 基本計画関係書類 10部
- ③ 上記の電子データ（DVD-R又はCD-R） 1式

6 留意事項

- (1) 受託者は、本業務を円滑に遂行するため、本市の担当者と連絡調整を密にし、必要に応じて適宜打合せを行うこと。
- (2) 情勢の変化等により、本仕様書に明記されていない業務が必要であると判断された場合にも、可能な限り柔軟に対応すること。
- (3) 受託者は、本業務遂行中において、第三者に損害を与えた場合には、速やかに報告すること。また、その場合の損害賠償責任は受託者が負うこと。
- (4) 委託業務により知り得た内容及び結果を本業務の目的以外に使用し、又は第三者に漏らしてはならない。また、業務履行後も同様とする。
- (5) 受託者は、本業務の全部を第三者に再委託してはならない。業務の一部を再委託する場合には、再委託予定者の会社概要、再委託の業務内容及び業務管理体制等を記載した書面を市に提出し、承認を得ること。
- (6) 本仕様書に定めのない事項において疑義が生じた場合は、速やかに市と協議を行うこと。
- (7) 本業務において作成された成果品その他一切の著作権は本市に帰属するものとし、本市の許可なく使用、流用してはならない。